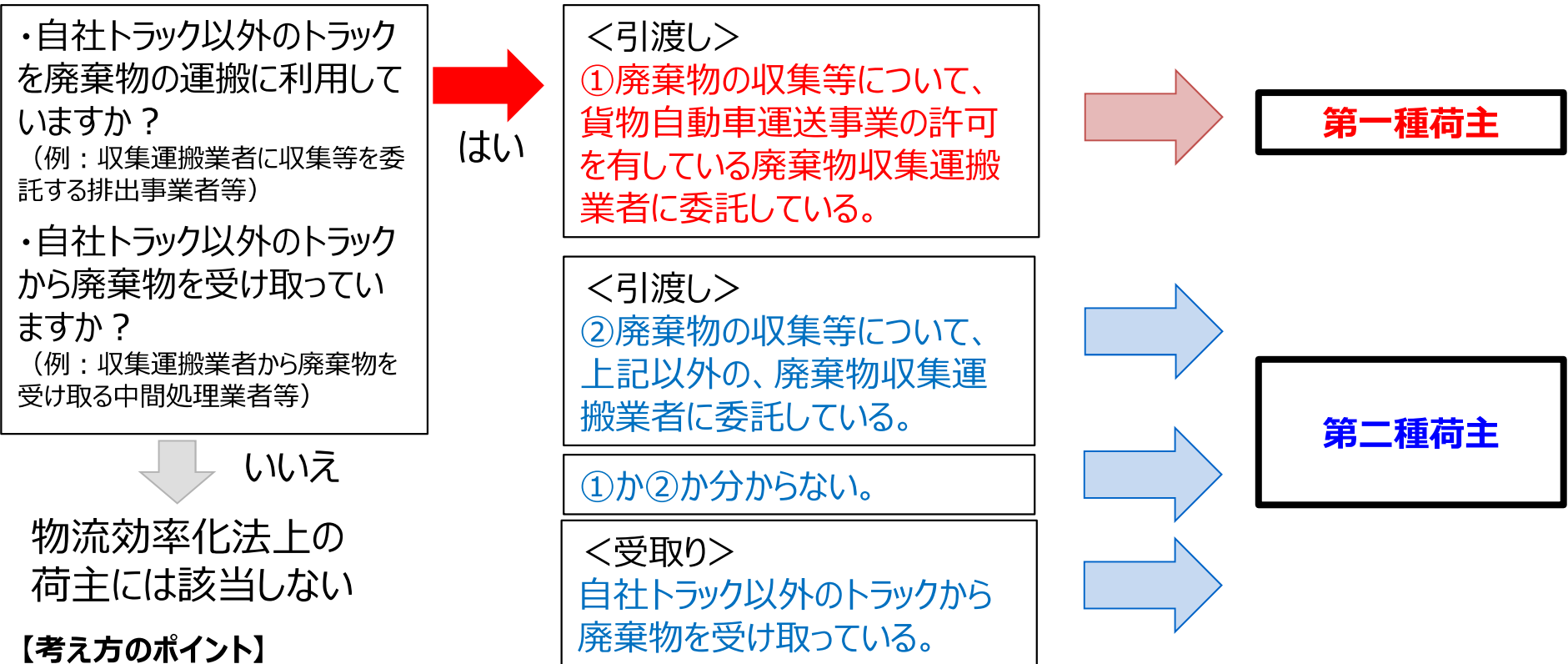


4-6. 廃棄物運搬における荷主の考え方とポイント

【廃棄物の運搬における市町村 及び 排出事業者の荷主への当てはめ方】



【考え方のポイント】

・一般廃棄物及び産業廃棄物の収集等を受託する事業者が、①貨物自動車運送事業の許可を有している場合、当該事業者は貨物自動車運送事業法の運送委託をしている排出者（荷主）は第一種荷主として、②貨物自動車運送業の許可を有しているか不明又は有していない場合、当該事業者は廃掃法上の収集等を委託している排出者（荷主）は第二種荷主として、荷待ち時間等の短縮や積載効率の向上等の取組に努めてください。**※なお、フロー図においては廃棄物処理法の遵守を前提としています。**

【荷主に該当しないケース】

- ・住民は物流効率化法上の荷主に該当しない。
- ・住民がトラックにてごみ処理施設に自ら排出した一般廃棄物を輸送した場合、住民は物流効率化法上の運転手に該当しないため、ごみ処理施設は荷主に該当しない。
- ・市町村自身がいわゆる家庭系一般廃棄物の運搬を実施し、自身のごみ処理施設に運搬する場合、市町村は荷主に該当しない。